

FAQ

原付バイク〔農機具〕の取得（購入・譲受）・改造等に関すること

- Q1 原付バイク〔農機具〕を購入（譲受）した。ナンバープレート（標識）はどこでもらえるか。
 Q2 好きな番号のナンバープレート（希望番号）が選べるか。
 Q3 インターネットオークション・フリマアプリで購入した。
 Q4 知人等から原付バイク〔農機具〕を購入（譲受）した。
 Q5 ナンバープレートのない原付バイク〔農機具〕を購入（譲受）した。
 Q6 他市区町村のナンバープレート（標識）がついた原付バイク〔農機具〕を購入（譲受）した。
 Q7 原付バイクを改造（排気量の変更等）した。

原付バイク〔農機具〕の廃車・紛失・盗難に関すること

- Q8 年度途中で、軽自動車・原付バイク等を廃車した。税金の一部返金はあるか。
 Q9 販売店等に処分・下取りしてもらったのに、納税通知書が届いた。
 Q10 ナンバープレートをつけたまま、原付バイク〔農機具〕を廃車した。
 Q11 原付バイク〔農機具〕を紛失（盗難被害を含む）した。
 Q12 ナンバープレートのみ紛失（盗難被害を含む）したが、今の車両を継続して使用したい。ナンバープレートが一部破損したので、プレートの再交付を受けたい。
 Q13 原付バイク〔農機具〕にもう乗らないので、税金がかからないようにしたい。

原付バイク〔農機具〕の譲渡など、名義変更に関すること

- Q14 矢掛町内の人／他市区町村の人に原付バイク〔農機具〕を譲渡したい。
 Q15 原付バイク〔農機具〕の所有者が亡くなった。家族に名義に変更したい。／第三者に譲渡（売却）したい。／廃車したい。
 Q16 原付バイク〔農機具〕を譲渡（又は廃車）したのに、納税通知書が届いた。

転居（引っ越し）に関すること

- Q17 矢掛町へ転入してきた。原付バイク〔農機具〕の手続きは何かが必要か。
 Q18 矢掛町外に引っ越したが、原付バイク〔農機具〕のナンバープレートはどうしたら良いか。
 Q19 住民票を置いたまま一時的に町外に転勤するため、納税通知書等の送付先を変更したい。

税金・税額に関すること

- Q8 年度途中で、軽自動車・原付バイク等を廃車した。税金の一部返金はあるか。 再掲
 Q13 原付バイク〔農機具〕にもう乗らないので、税金がかからないようにしたい。 再掲
 Q20 公道を走行しない農機具やフォークリフト等にも税金がかかるのか。また、ナンバープレートをつけなくてはならないか。
 Q21 納税通知書が届いていない。
 Q22 同じ軽自動車（車両）なのに、昨年度と税額が変わっている。

証明書等に関すること

- Q23 『軽自動車税納税証明書』（車検用）はどこで発行できるか。
 Q24 口座振替をしているが、領収証書や「納税証明書（車検用）」は送付されるか。
 Q25 キャッシュレス決済（クレジットカード・スマートフォン決済アプリ等）で納付したが、「納税証明書（車検用）」はどうなるか。

Q1 原付バイク〔農機具〕を購入（譲受）した。ナンバープレート（標識）はどこでもらえるか。

A1 町民課窓口で交付しています。取得から 15 日以内に申告（申請）してください。手続きが遅れた場合、購入（譲受）日まで遡って課税することがあります。
申請は、町民課窓口のほか、町公式 HP からダウンロードすることも可能です。

Q2 好きな番号のナンバープレート（希望番号）が選べるか。

A2 原付バイク・小型特殊自動車（農機具等）については、「希望ナンバー制度」はありません。
また、希望の番号が出るまで、申告と廃車を繰り返すこともできません。
なお、第一種一般原付（総排気量 50cc 以下等）については、ご当地プレート（やかっぴープレート）の交付となります。

Q3 インターネットオークション・フリマアプリで購入した。

Q4 知人等から原付バイク〔農機具〕を購入（譲受）した。

A3・A4 親族間、個人間、インターネット取引等、いずれの場合も、購入・譲渡の手続きは同様です。

<販売店から購入した場合>

販売者の発行する『販売証明書』が必要です。

<個人売買・譲り受けの場合>

前所有者の発行する『販売（譲渡）証明書』や、申請書類（又は廃車済書等）の販売・譲渡証明欄への両者（前所有者・新所有者）の記載が必要です。

前所有者の証明書等がない場合、原付バイク〔農機具〕の出所が不明のため手続きができません。

近年、インターネットを介して個人間で売買された車両に係る登録等手続きにおいて、書類不備により登録ができないケースが増加しています。購入される際は、売主からの販売証明書等の必要書類の受領、及び記載内容の確認を必ず行っていただくようご注意ください。

Q5 ナンバープレートのない原付バイク〔農機具〕を購入（譲受）した。

A5 前所有者の『廃車申告受付書（廃車証明書）等』、『販売（譲渡）証明書』、並びに届出者の本人確認書類を持参のうえ、登録手続きを行ってください（廃車申告受付書等のみでは手続きができません。前所有者の販売（譲渡）証明書が必要です）。
前所有者の証明書等がない場合、原付バイク〔農機具〕の出所が不明のため手続きができません。

Q6 他市区町村のナンバープレート（標識）がついた原付バイク〔農機具〕を購入（譲受）した。

A6 他市区町村のナンバープレートと届出者の本人確認書類を持参のうえ、廃車手続きを行ってください（ナンバープレートの返納ができない場合等、他市区町村では廃車手続きができない場合があります。その場合は、該当の市区町村に確認のうえで廃車手続きを行ってください）。
廃車手続き完了後、譲り受けの方の登録手続きが可能となります。

Q7 原付バイクを改造（排気量の変更等）した。

A7 原動機付自転車を改造し、排気量の変更等を行った場合、15 日以内に町への申告が必要です。町 HP 内の「原動機付自転車の排気量等変更届」に改造した事実が確認できる書類を添えて、町民課窓口で申告してください。

この申告は、原動機付自転車の構造や排気量等により、地方税法に規定されている税額区分が変更になるために必要なものです。この申告により、乗車定員や制限速度の変更等、「道路運送車両法」や「道路交通法」上の運行要件を許可するものではなく、町は走行に関する一切の責任は負いかねます。「道路運送車両法」及び「道路交通法」等の関係法令については、ご自身の責任で遵守してください。なお、排気量を変更していない車両を偽って登録する等の虚偽の申告・報告をした場合、地方税法の規定により 30 万円以下の罰金の対象となります。

Q8 年度途中で、軽自動車・原付バイク等を廃車した。税金の一部返金はあるか。

A8 軽自動車税は、自動車税（都道府県税）とは異なり、月割額の還付等はありません。

毎年 4 月 1 日時点の軽自動車等の所有者に課税され、その年度の軽自動車税を全額納付していただくこととなります（年額が課税されるため、4 月 2 日以降に廃車や譲渡した場合でも、年額の納付が必要です）。

一方、4 月 2 日以降に新たに軽自動車等を取得した場合は、その年度の軽自動車税は課税されません。

Q9 販売店等に処分・下取りしてもらったのに、納税通知書が届いた。

Q16 原付バイク〔農機具〕を譲渡（又は廃車）したのに、納税通知書が届いた。

A9・A16 名義変更（又は廃車）の手続きが済んでいないか、4 月 2 日以降に手続きされた可能性があります。販売店（又は譲った人）等の第三者に手続きを依頼した場合、まずは販売店（又は譲った人）等に確認してください。また、処分等を行う場合には、誰が所定の手続きを行うのかを予め確認してください。

（名義変更や廃車手続きが完了しない限り、車両引渡し等だけでは課税はなくなりません）

◆手続きがお済みでない場合は、早急に手続きをしてください。

◆4 月 2 日以降に手続きをされた場合は、その年度の税金はあなたにかかります。

Q10 ナンバープレートをつけたまま、原付バイク〔農機具〕を廃車した。

A10 速やかに廃車申告（手続き）をしてください。車両を解体した場合、解体したことを証明する書類（解体証明書等）がある場合は、あわせて持参してください。廃車申告をされた翌年度から軽自動車税が課税されなくなります。

なお、原付バイク〔農機具〕の廃車手続きには、原則、ナンバープレート（標識）の返納が必要です。標識の返納ができない場合（標識を付けたまま車両を廃車(解体)した等）は、標識亡失等弁償金（300 円/台）の負担が必要です。

業者等に引き取ってもらう場合は、必ずナンバープレートを外し、その後廃車手続きを行ってください。

Q11 原付バイク〔農機具〕を紛失（盗難被害を含む）した。

A11 速やかに廃車申告（手続き）をしてください。

＜『盗難被害』により警察署に届出をされた場合＞

盗難届受理番号・届出日等を確認（書類がある場合はその写しを添付）のうえ、廃車申告（手続き）をしてください（受理番号等が分からない場合は、届出をされた警察署に確認してください）。

廃車手続き後に原付バイク〔農機具〕が戻ってきた場合は、ナンバープレートを必ず返却してください。戻ってきた車両の保有・使用を継続する場合は、新しいナンバープレートを交付しますので、標識交付申請を行ってください。

＜警察への届出等がない場合＞

ナンバープレートが返納できない事由等を詳細に記入のうえ、廃車手続きを行ってください。その際、標識亡失等弁償金（300円/台）の負担が必要です。

Q12 ナンバープレートのみ紛失（盗難被害を含む）したが、今の車両を継続して使用したい。

ナンバープレートが一部破損したので、プレートの再交付を受けたい。

A12 ナンバープレートの再交付申請をしてください。新しいナンバープレート（新番号）を交付します。その際、元のナンバープレートに対する標識亡失等弁償金（300円/台）の負担が必要です。

＜紛失の場合＞ 再交付手続き後にナンバープレートが見つかった場合は、元のナンバープレートを必ず返却してください。

＜一部破損等＞ 破損等したナンバープレート（一部分しか残っていない場合は一部分でも可）を持参（返却）してください。

Q13 原付バイク〔農機具〕にもう乗らないので、税金がかからないようにしたい。

A13 原付バイク・農機具等は、「公道を走行しない（農地や工場内でしか使用しない）」、「しばらく使用しない」、「現在使用していない」車両でも、所有していれば課税の対象となり、毎年4月1日時点の所有者に課税されます。

原付バイク〔農機具〕を処分（廃車）・譲渡等する場合は、廃車手続きをしてください。

Q14 矢掛町内の人／他市区町村の人に原付バイク〔農機具〕を譲渡したい。

A14 ①現在のナンバープレートと届出者の本人確認書類を持参のうえ、廃車手続きを行ってください。手続き完了後、「廃車申告受付書」を交付します。

※ 諸要件を満たす場合、該当の市区町村で廃車手続きが可能な場合があります。手続き方法等については、該当の市区町村に確認してください。

②「廃車申告受付書」の譲渡証明欄に必要事項を記入のうえ、その他の必要書類を添えて、該当の市区町村で登録手続きを行ってください。

※ 登録手続きについては、登録先市区町村に確認してください。

Q15 原付バイク〔農機具〕の所有者が亡くなった。

家族の名義に変更したい。／ 第三者に譲渡（売却）したい。／ 廃車したい。

A15 ■原付バイク〔農機具〕を相続する場合は、名義変更手続きが必要です。

<矢掛町内での名義変更の場合>

届出者の本人確認書類を持参のうえ、名義変更手続きを行ってください。

※ 相続人であることの確認のため、追加書類を用意していただく場合があります。

※ ナンバープレートは、継続して使用可能です。

<名義変更後、矢掛町外（相続人の住所地）で登録する場合>

①名義変更手続き、及び廃車手続きを行ってください。手続き完了後、「廃車申告受付書」を交付します。

②「廃車申告受付書」とその他の必要書類を添えて、該当市区町村（相続人の住所地）で登録手続きを行ってください。

■ <第三者に譲渡（売却）する場合> （名義変更（相続）➡ 第三者への譲渡等）

相続人への名義変更を行った後に手続きをしてください。

¥

■ <廃車する場合> 廃車手続きを行ってください。

Q16 原付バイク〔農機具〕を譲渡（又は廃車）したのに、納税通知書が届いた。

A16 詳しくは、Q9/A9 欄（p.3）をご確認ください。

（Q9 販売店等に処分・下取りしてもらったのに、納税通知書が届いた。）

Q17 矢掛町へ転入してきた。原付バイク〔農機具〕の手続きは何が必要か。

A17 前住所地（または該当）の市区町村のナンバープレートと届出者の本人確認書類を持参のうえ、廃車手続き、並びに標識交付手続きを行ってください。

※ ナンバープレートの返納ができない場合等、新住所地では廃車手続きができない場合があります。その場合、前住所地等の市区町村に確認のうえ、まずは廃車手続きを完了してください。また、前住所地等で廃車手続きを行った場合、標識交付申請には「廃車申告受付書（又は廃車証明書）」の添付が必要です。

Q18 矢掛町外に引っ越したが、原付バイク〔農機具〕のナンバープレートはどうしたら良いか。

A18 転出先市区町村のナンバープレートに変更する手続きが必要です。手続き方法等については、該当の市区町村にお問い合わせください。

矢掛町でプレート返納（廃車）手続きをされた場合は、「廃車申告受付書」を交付します。

Q19 住民票を置いたまま一時的に町外に転勤するため、納税通知書等の送付先を変更したい。

A19 住民登録地以外の所在地への納税通知書等の送付を希望される場合、「送付先変更届」の提出が必要です。届出書類については、矢掛町税務課にお問い合わせください。

Q20 公道を走行しない農機具やフォークリフト等にも税金がかかるのか。また、ナンバープレートをつけなくてはならないか。

A20 毎年4月1日時点の所有者に軽自動車税が課税されます。また、「道路運送車両法」により、公道走行の有無にかかわらず、ナンバープレートを取り付けることが義務付けられています。なお、ナンバープレートは課税標識であり、公道走行を保証するものではありません。「公道を走行しない(農地や工場内でしか使用しない)」、「しばらく使用しない」、「現在使用していない」車両でも、所有していれば課税の対象となります。現在ナンバープレートがついていない場合は、早急に申告手続きをしてください。購入(譲受)日まで遡って課税することがあります。販売証明書等の必要書類を準備し手続きしてください。

Q21 納税通知書が届いていない。

A21 矢掛町では、毎年5月上旬頃に発送しています。自動車税(県税)の納税通知書、または他市区町村の軽自動車税納税通知書と、送付時期が異なる場合があります。矢掛町外に転出後、さらに転居された場合や住民登録地以外に居住の場合等は、住所(送付先)を把握できない場合がありますので、矢掛町税務課まで新しい住所地等をご連絡ください。また、郵便物転居届の転送期間が経過した場合も、通知書等が届かなくなる可能性があります。お近くの郵便局(または郵便局HP等)にお問い合わせください。

Q22 同じ軽自動車(車両)なのに、税額が昨年度と変わっている。

A22 以下のいずれかが考えられます。

- ① 初度検査(新車)から13年が経過した車両ではありませんか。自動車検査証(車検証)の『初度検査年月』欄をご確認ください。初度検査年月から13年を経過した車両は、重課税率が適用されます。
- ② 昨年度、グリーン化特例(軽課)の対象ではありませんでしたか。対象車両の場合、初度検査(新車)の翌年度に限り、軽課税率(通常より低い税率)が適用されます。
- ③ 「営業用」から「自家用」への変更等、用途変更や構造変更によりナンバープレートが変更になっていませんか。用途により税額が異なります。

Q23 『軽自動車税納税証明書』(車検用)はどこで発行できるか。

A23 三輪以上の車両は令和5年1月から、二輪の小型自動車は令和7年4月から、納税情報の確認が電子化(軽JNKS)され、車検時の納税証明書の提示が原則不要(省略可)となっています。ただし、納付後十分な期間がない場合等は、納税証明書の提示が必要な場合がありますので、必要に応じて、税務課窓口で『軽自動車税納税証明書』(車検用)(以下、「納税証明書(車検用)」)を取得してください。手数料は無料です。なお、減免措置を受けている車両についても同様です。(車検のない原付バイク・農機具等は、「納税証明書(車検用)」は発行されません。)

Q24 口座振替をしているが、領収証書や「納税証明書（車検用）」は送付されるか。

A24 口座振替による納付の場合、領収証書は発行されません。また、三輪以上の車両は令和 5 年 1 月から、二輪の小型自動車は令和 7 年 4 月から、それぞれ納税情報の確認が電子化（軽 JNKS）され、車検時の納税証明書の提示が原則不要（省略可）であるため、「納税証明書（車検用）」等の送付は行っておりません。

ただし、納税確認（口座振替結果受領）には一定の日数を要するため、納期限後すぐに車検を受ける場合には「納税証明書（車検用）」の提示が必要となる場合があります。「納税証明書（車検用）」は、税務課窓口で取得可能です（手数料無料）。

Q25 キャッシュレス決済（クレジットカード・スマートフォン決済アプリ等）で納付したが、「納税証明書（車検用）」等はどうなるか。

A25 キャッシュレス決済による納付の場合、領収証書及び「納税証明書（車検用）」は発行（送付）されません。また、納付書がお手元に残りますので、二重納付等には十分ご注意ください。キャッシュレス納付の場合、納付状況が軽 JNKS に登録されるまで、相応の期間（数週間程度）を要するため、車検の日程が迫っている等でお急ぎの場合は、納税通知書裏面に記載の各種金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で納付していただき、納税通知書に備え付けの「納税証明書（車検用）」をご利用ください。なお、納期限到来後に納付された場合、備え付けの「納税証明書（車検用）」は使用できませんのでご注意ください。

また、キャッシュレス決済での納付後、税務課窓口で「納税証明書（車検用）」を取得される場合、納付履歴（決済アプリ内の画面等）を確認させていただく場合がありますので、予め準備をお願いします。

矢掛町
公式 HP



〒714-1297（役場専用）
岡山県小田郡矢掛町矢掛 3018 番地
矢掛町役場

標識交付・廃車申告等に関すること

町民課 窓口係 TEL. 0866-82-1011

軽自動車税に関すること

税務課 資産税係 TEL. 0866-82-1030